第二十条第五項	第十二条第六項第一号	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十二条第六項第一号	変分追加項目
第二十一条第一項及び第二十二条第一項各号	追加項目		料金収入
第二十二条第一項	貸方）	貸方）のうち額が変動するもの	料金収入の変動分
第二十二条第二項の表	第十三条		
第二十五条第一項及び第七項			

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　一般送配電事業者は、法第十八条第四項又は第七項の規定により託送供給等約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第三条から第二十九条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条において同じ。）

二　地帯間購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

三　他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

四　電源開発促進税の変動額（電源開発促進税の税率の変動その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因する変動額に限る。以下この条において同じ。）

五　地帯間販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

六　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

2　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般送配電事業者は、燃料費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　一般送配電事業者は、電源開発促進税の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第七号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を整理しなければならない。

三　一般送配電事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された特定変動額を、送配電関連可変費に配分することにより整理し、様式第十により特定送配電関連費明細表を作成しなければならない。

4　一般送配電事業者は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十二条第六項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　一般送配電事業者は、送配電関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、三需要種別ごとに、様式第十一により特定送配電関連費計算表を作成し、及び様式第十二により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特定変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金及び割引額を設定しなければならない。

一　一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金

二　一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給であって、当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額

8　一般送配電事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　一般送配電事業者は、第七項第一号に掲げる料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金を組み合わせることにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に応ずる電気の供給に係る料金を設定する場合は、この限りでない。

10　一般送配電事業者は、法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る第七項第一号に掲げる料金を設定する場合には、前項本文の規定により設定した料金（以下この項において「二部料金」という。）のほか、別表第三に規定する式を基に、販売電力量に応じてのみ支払を受けるべき料金（別表第三において「完全従量料金」という。）を、非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

11　一般送配電事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、第七項第一号に掲げる料金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が第七項第一号に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。